



富更法事第 29 号
平成26年11月20日

一般社団法人富山県建設業協会
会長 近藤駿明様

更生保護法人 富山県更生保護事業協会
理事長 金岡純二
(富山第一銀行代表取締役会長)



更生保護法人富山県更生保護事業協会へのご入会の御検討方について (お願い)

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

早速ながら、本来ならば貴団体にお伺いいたしまして貴台に対し丁重に当協会のあらましについて御説明をしてお願いを申し上げるべきところ、ぶしつけながら、本書面をもって今回突然おたよりをいたしました御無礼を、まずもって、お許しくださいますようお願いいたします。

さて、皆様には既に御存知のことかと存じますが、当協会は、平成7年5月8日公布の「更生保護事業法 (法律第816号)」により、かつての「財団法人」から新たな特別の公益法人である「更生保護法人富山県更生保護事業協会」として平成8年4月1日に設立され、爾来富山県下における更生保護事業を推進し、以下の事業を展開しております。

- ・ 身寄りがなく適当な支援者もいない罪を犯した人や非行に陥った少年に対して、当座の生活資金支援や帰住援助費・食事費の給与等の一時保護事業を実施
 - ・ 罪を犯した人たち及び非行に陥った少年たちを、更生に導く役割を担っている県下の保護司の組織である「富山県保護司会連合会」の活動を助成する連絡助成事業を実施
 - ・ 刑期を終えて出所したものの住むところのない人や仮釈放の人たちを受け入れる「更生保護施設富山養得園 (富山市太郎丸所在)」の活動を助成する連絡助成事業を実施。
- 加えて、同園が平成30年に施設の全面改築を予定しているので、建設資金の特別助成を実施
- ・ 更生保護事業を支援する協力組織である「富山県更生保護女性連盟」や非行をした少年たちの大兄姉として善導する「ともだち活動」を行う「富山県BBS連盟」の活動を助成する連絡助成事業を実施
 - ・ 前歴や非行歴から就労が困難な者を、一般従業員と差別なく積極的に雇用し、生活力を身につけさせ、再犯せずに安定した暮らしができるよう支援するNPO法人富山県就労支援機構への活動を助成する連絡助成事業を実施
 - ・ 安心・安全な社会づくりのため、年間をとおして常時活動としてなされる“社会を明るくする運動”の広報・啓発活動の推進する啓発事業の実施
 - ・ 毎年7月の“社会を明るくする運動”強調月間になされる中学生生活体験発表大会をはじめ公開ケース研究会、“社会を明るくする運動”シンポジウムなど諸行事による広報活動を助成する連絡助成事業の実施

等々であります。

これは、ひとえに地域社会の皆様が安心して暮らせるよう「安心・安全な街づくり」の一端を担って地域社会に貢献をしているわけでございます。

その資金は、もっぱら本事業に賛同を得た会社法人や団体および有志個人の善意による「会費による収入」を主な財源とし、自ら事業を営み、または、更生保護諸団体の活動の助成にあてております。

しかしながら、昨今の経済情勢には誠に厳しいものがあり、なかなか思うように新規会員も増えないばかりか、むしろ会員は減少の一途を辿っている現状でございます。

それに伴って会費収入も落ち込み、一時保護事業や連絡助成事業および啓発・広報の各事業が十分に出来ない事態になりました。

つきましては、より多くの皆様に「更生保護法人富山県更生保護事業協会」が地域社会に果たしている役割や活動の内容について御理解をいただきまして、本協会の活動が継続され、効果ある事業展開できますよう貴団体に、なにとぞのご支援をいただきたく本書をお送りした次第であります。

貴団体のみならず、傘下（団体を構成する会員）の皆様方にも是非お力添えを賜りたく、お願いを申し上げる次第でございます。

どうか貴団体傘下の会員の皆様方にも定例会などの折に、お手数ながら貴台からお話しくださいます。是非とも当協会の会員となってくださいまして側面的に御支援いただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、納入いただきました会費につきましては、「定期的な定額寄附の位置づけ」で、所得税法施行令により税法上課税の特別措置（寄附金控除又は損金算入）の適用が受けられることになっております。

また、お申出いただければ、必要枚数のパンフレット等を持参し御説明にあがる用意がございますので、お申しつけください。

当協会の法人会員の中には、現在既に御登録いただいている貴団体の会員の方々がいらっしゃるかもしれません。

つきましては、平成26年度の「法人会員名簿」を添付いたしましたので、併せてご覧くださいまして、呼びかけの御参考としていただきたいと思います。

御賛同いただけます団体・会員の方には、別添の「入会申込書」に所要事項を御記入くださいまして、お手数ながら、別添「返信用封筒」を活用して、当協会事務局まで御送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、会費につきまして、「入会申込書」を受領後、改めて当協会から専用の「振込取扱票（振り込み料は加入者負担）」を申込者あて当協会から直接送付いたします。

勝手なお願いで誠に恐縮ですが、ご支援をお待ちしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

※ 会費等について

- 1 金額 普通会員 法人 1口（年額） 30,000円以上（団体の場合）
個人 1口（年額） 5,000円以上
- 2 領収書 5千円以下の会費につきましては、振込用紙の振込金受取書をもって領収書に代えさせていただきます。
ただし、当協会の領収書が必要な場合はお申出くださいますようお願いいたします。
- 3 照会・連絡先 〒939-8202
富山市西田地方2-9-16（富山保護観察所内）
更生保護法人富山県更生保護事業協会
事務局長 水口 満（電話076-493-8938）

入会のご案内

更生保護は、多くの人の理解と
協力に支えられています。

更生保護を推進する行政組織のほか、
数多くのボランティアの熱意ある協力によって、
更生保護活動が行われています。



人はみな、
生かされて
生きてゆく

更生保護法人
富山県更生保護事業協会

「更生保護法人富山更生保護事業協会」

事 業 の 概 要

1 更生保護団体への助成等

- (1) 保護司活動に対する助成
- (2) 更生保護施設「富山養得園」に対する助成
- (3) その他の助成
 - ア 更生保護女性会の諸活動に対する助成
 - イ BBS会（犯罪や非行防止を活動目的とした青年有志の会）への助成
 - ウ 地域社会での犯罪予防活動に対する助成（“社会を明るくする運動”など）
- (4) 被保護対象者（更生緊急保護対象者・保護観察対象者）が自立するための一時保護事業（帰住旅費，食事費，生活援助費など）

2 更生保護活動の普及・広報活動

- (1) 新聞や街頭広報等による広報活動
- (2) 機関紙「富山更生保護」の発行
- (3) 各種広報資料発行に対する助成

3 事業協会の組織

(役員)	理事長	金岡純二
	副理事長	高田真
		中井敏郎
		米澤治夫
	常務理事	松任敏雄
	理事	18名(定款上：15名以上20人以下)
	評議員	24名(定款上：21名以上25人以下)
	監事	2名

4 会員会費など

- (1)普通会員 法人 年額 30,000円以上
個人 年額 5,000円以上
- (2)特別会員 法人・個人ともに年額100,000円以上
- (3)名誉会員 法人・個人ともに年額300,000円以上

※ 会費は、寄附金として税法上の優遇措置（法人－損金算入，個人は寄附金控除）が受けられます。
領収書または振込金受取書を添えて，申告してください。
また，個人で500万円以上御寄附の場合は，紺綬褒章が贈呈され，20万円以上の御寄附の場合は，法務大臣から感謝状が贈呈されます。

5 入会及び会費納入方法

- ◇ ご入会は，**入会申込書**に記入の上，申し込み願います。
お申し込みいただいた方には，振り込み用紙を当協会事務局から送付いたしますので，所定の用紙を活用して，会費を銀行振り込み，または，郵便振り替えにて，**下記口座までご送金願います。**
(振り込み手数料は，当協会が負担いたします。)

(振込先) 更生保護法人 富山県更生保護事業協会

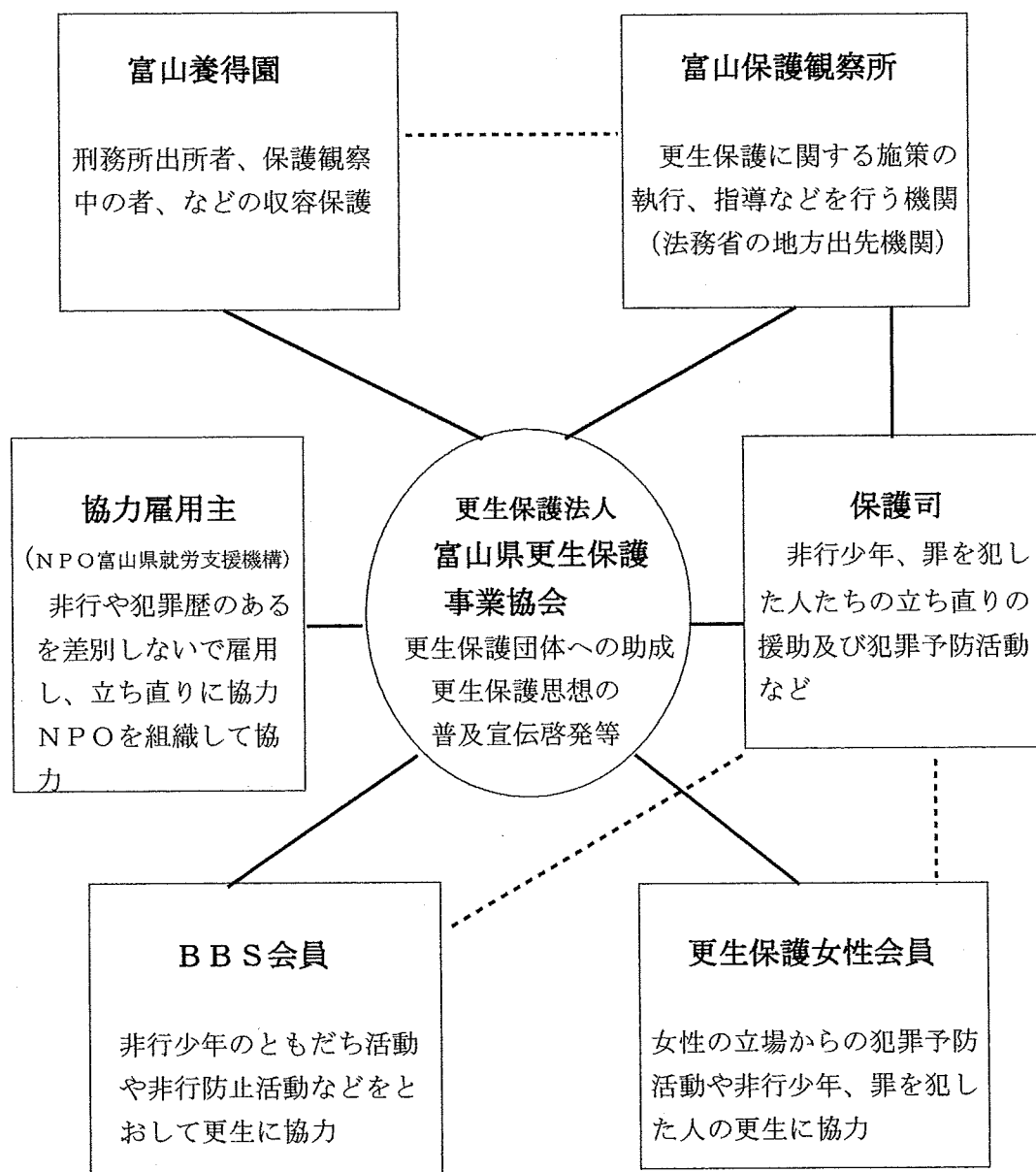
北陸銀行本店 普通預金口座番号 4163340

富山第一銀行本店 普通預金口座番号 142482

郵便振替による払い込みは，

口座記号番号 00750-2-56256

更生保護法人 富山県更生保護事業協会の事業関連図



更生保護法人 富山県更生保護事業協会

(郵便番号) 939-8202

(所在地) 富山市西田地方町2丁目9番16号 富山保護観察所 内

(電話) 076-493-8938

(ファックス) 076-494-1535 (富山保護観察所)

入会申込書

更生保護法人富山県更生保護事業協会 殿

貴会の趣旨・目的に賛同して入会を申込みます。

（年額会費 円也）

平成 年 月 日

住所

氏名

電話

（局）

番 印